電気通信大学学術相談取扱規程

平成23年 6月21日

(趣旨)

第1条 この規程は、電気通信大学(以下「本学」という。)における学術相談の取扱い について定めるものとする。

(目的)

第2条 学術相談は、外部の企業等(以下「依頼者」という。)からの依頼を受け、本学の役員又は職員(以下「役職員」という。)が有する教育、研究及び技術上の専門的知識に基づき指導助言を行い、依頼者の活動を支援することにより、社会への貢献を果たすとともに、本学の教育研究及び産学連携活動の推進に寄与することを目的とする。

(受入れの基準)

第3条 学術相談は、原則として本学の役職員の職務と同一のもの又は職務と密接に関連 するものと認められるものであり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがない と認められる場合に限り受け入れるものとする。

(受入れの条件)

- 第4条 学術相談を受け入れる場合は、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 学術相談は、依頼者が一方的に中止することはできないこと。
 - (2) 学術相談の結果生じた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権及び商標権並びにこれらの権利を受ける権利、依頼者から利用の申出があった著作物の著作権をいう。) については、当該学術相談を担当する役職員(以下「学術相談担当者」という。) の寄与分を大学に帰属させること。
 - (3) 依頼者は、学術相談の対価(以下「学術相談料」という。)を所定の期日までに支払うこと。
 - (4) 受け入れた学術相談料は、返還しないこと。
 - (5) 原則として学術相談は、本学内において行うこと。

(学術相談の申込み)

- 第5条 学術相談の申込みをしようとする者は、相談内容等について、産学官連携センターの産学連携コーディネーターに事前相談するものとする。
- 2 産学連携コーディネーターは、相談内容に応じて学術相談担当者を定め、当該学術相 談担当者と協議の上、受入れの可否を判断し、学術相談の申込みをしようとする者に通 知するものとする。
- 3 前項により、学術相談の受入通知を受けた場合は、学術相談の申込みをしようとする 者が別に定める学術相談申込書(以下「申込書」という。)を学長に提出するものとす る。

(受入れの決定)

第6条 学長は、学術相談の申込みがあった場合には、学術相談を実施することが法人の 業務遂行に支障をきたすおそれがないと認められる場合に受入れを決定するものとす る。

- 2 学長は、前項の受入れを決定したときは、依頼者にその旨を通知するものとする。 (学術相談料の納入)
- 第7条 依頼者は、本学の発行する請求書により、学術相談料を支払わなければならない。
- 2 前項の学術相談料の額は、当該学術相談担当者の知識、ノウハウ等の提供の対価及び 当該学術相談に直接必要な経費(「直接経費」という。)並びに共通経費負担分(「間接 経費」という。)の合算額とし、相談内容に応じ依頼者と学術相談担当者、産学連携コ ーディネーターが協議の上、定めるものとする。

(経費の管理)

第8条 学術相談に要する経費は、すべて本学が経理するものとする。

(学術相談の開始)

第9条 学術相談担当者は、学術相談に要する経費が支払われた日から学術相談を開始するものとする。ただし、学長が緊急を要するものとして認定した場合は、この限りでない。

(学術相談の中止等)

- 第10条 学長は、天災その他やむを得ない事由があるときは、当該学術相談を中止し、又はその期間を延長することができる。
- 2 前項に定めるもののほか、学術相談の内容が「電気通信大学と民間等との共同研究規程」又は「電気通信大学受託研究取扱規程」の適用を受けるべきものと認めるときは、 依頼者と協議の上、当該学術相談を中止することができる。
- 3 学長は、依頼者から当該学術相談について中止の申し出があった場合は、依頼者と協 議の上、これを決定するものとする。
- 4 学長は、前3項により中止又は期間延長を決定した場合は、その旨を依頼者及び学術 相談担当者に通知するものとする。

(学術相談協力者)

第11条 学術相談担当者が、学術相談を実施する上で、学術相談担当者以外の者の参加又は協力を得ることが必要となった場合は、依頼者の同意を得て、当該学術相談担当者以外の者を協力者として学術相談に参加させ、又は協力させることができる。

(知的財産権の取扱い)

第12条 学術相談の結果生じた知的財産権の取扱いについては、「国立大学法人電気通信 大学職員の職務発明等に関する規程」等の規定を適用する。

(秘密保持)

第13条 学術相談担当者は、学術相談の実施に当たって依頼者より技術上若しくは営業上の情報の提供を受け、又はこれを知り得た場合は、その一切の情報に係る秘密保持に十分に配慮しなければならない。

(成果の公表)

第14条 学長は、学術相談による成果の公表の時期及び方法について、必要があるときは 依頼者と協議して定めるものとする。

(報告)

第15条 学術相談担当者は、学術相談を終了したときは、その旨を学長に報告するものと

する。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか、学術相談の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成23年6月21日から施行する。